

東大阪市中小企業省エネルギー設備導入支援補助金

公募要領

補助金を申請される際は、本公募要領を確認のうえ申請をお願いいたします。

令和 8 年 8 月

東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室

本補助金に関するお問合せ

東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇用政策室：rosei@city.higashiosaka.lg.jp

問合せが集中した場合、回答に時間を要する可能性がございますので、ご了承ください。

〔目 次〕

1. 本補助金の目的	3
2. 補助対象者	3
3. 補助対象事業の種類及び補助率等	3
4. 応募手続き等の概要	4
5. 補助対象事業者の義務（遵守すべき事項）	5
6. 必要書類	7

1. 本補助金の目的

本事業は、エネルギー価格の高騰により経営圧迫を受ける市内中小企業者に対し、省エネルギー設備の導入を支援してエネルギーコストの削減を図るとともに、電気・ガス価格の高止まりへの対応や職場環境の改善を通じて、持続的な賃上げにつながる労働環境の改善や経営基盤の強化を促進することを目的とします。

2. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、東大阪市内で本市が指定する補助対象設備の導入を行う中小企業者（中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する者）でかつ常時雇用する従業員*1が1名以上で、賃金総額を3.0%以上引上げることについて宣言している者*2に限ります。

*1 従業員は雇用保険の被保険者であること。また、事業主（法人にあっては役員、個人事業主にあっては本人）を含まない。

*2 申請日の直近の事業年度終了の日（当該年度に係る確定申告が終了していない場合は、その前年度をいう。）が属する年度を基準年度とし、申請日の属する年度の翌年度に係る事業年度終了の日が属する年度を目標達成年度とし、基準年度と目標達成年度を比較し、従業員の賃金総額を3.0パーセント以上引き上げる目標値を設定するとともに、これを従業員に周知した者。

【中小企業者】

・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 【常勤】
製造業その他 （うち、ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びにベルト製造業を除く。））	3億円以下	300人以下 (900人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※以下の要件に該当する場合は対象外とします。

- ① 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している法人
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団
- ⑤ 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- ⑥ 市税の滞納がある場合。
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項第2号に規定する接客業務受託営業を営む者
- ⑧ 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある事業を営む者その他市長が本補助金の交付対象として適当でないと認める者

3. 補助対象事業の類型及び補助率等

（1）補助対象事業

本補助金の対象となる補助対象事業は、東大阪市内で事業活動を営んでいる者において、本市が指定する補助対象設備であり、下記要件をすべて満たすものです。

- ① 既存設備の更新又は新規設備の導入により省エネルギー効果が見込まれること。
- ② 導入する設備が、[一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）の「ユーティリティ設備」](#)に該当していること。ただし、トイレについては、[住宅省エネ2026キャンペーンサイト](#)に掲載されている「節水型トイレ」に該当してい

ること。また、給湯器については、[省エネ型製品情報サイト](#)に掲載されている「給湯器（エコキュート・ガス温水機器）」に該当していること。

- ③ 導入する設備に対して、国（独立行政法人等を含む）や府など他の機関が実施する補助金等の交付を受けていないこと。
- ④ 交付決定日から令和9年1月31日までに契約・導入（納品）から支払まで完了すること。
- ⑤ 交付決定日以降に契約、購入及び納品を行う設備であること。
- ⑥ 中古品ではないこと。
- ⑦ 補助対象経費（消費税等除く）が30万円以上であること。
- ⑧ 本補助金申請日の属する会計年度内（市の会計年度である4月～翌年3月）にすでに本補助金の交付決定を受けていないこと。
- ⑨ 住宅と一体となっている事業所において補助対象事業を実施する場合は、事業の用に供される部分に導入されていること。

（2）補助対象経費の考え方

交付決定日から令和9年1月31日までに支払が完了する設備の導入に係る費用*1（税抜）が補助対象経費です。なお、リース契約で導入される場合は、**令和9年3月31日までに支払われるリース料（税抜）**が補助対象経費となります。リース金額の全額が対象となるものではありません。

*1導入に係る費用・・・設備本体の設置にかかる輸送費や設置費などを含む費用。

※消費税などの公租公課、振込手数料、設備導入に直接必要と認められない改築、増築などは**対象外**です。

（3）補助金額

補助対象経費の2分の1以内又は500万円のいずれか低い額となります。

※補助対象経費（消費税等を除く）が30万円未満の場合、本補助事業の対象外です。

4. 応募手続き等の概要

（1）交付申請

交付申請は、東大阪市電子申請システムから行ってください（必要書類はp.7表1-1, 1-2を参照）。交付申請書には、税抜額を記載してください。入力については、申請者自身が、本公募要領に従って作業してください。また、必要書類については、必ず、申請者自身がその内容を理解、確認してください。

※ 東大阪市電子申請システム以外では受付いたしません。

※ 申請金額が予算額に達し次第、申請受付を終了します。予算残額の状況は本補助対象事業の案内ページ(<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/>)に随時掲載していきます。

【スケジュール】

公 募 開 始： 令和8年 8月17日 9：00から

公 募 締 切： 令和8年12月28日17：00まで（予算が無くなり次第終了します）

事業完了期限： 令和9年 1月31日

※補助金の交付は先着順です。申請に不備がある場合は、不備が解消された時点で受理したものとし、適正な申請があった順に交付決定を行います。

※公募期間を過ぎて申請したものについては受付いたしません。申請は余裕をもって行ってください。

※発注を行う前に必ずメーカーに納期を確認してください。

※事業完了期限である令和9年1月31日までに、実績報告まで終えていただく必要があります。

※事業完了期限までに実績報告が困難な場合は、必ず事前に労働雇用政策室へご相談ください。

（２）交付決定通知

申請後、必要書類等を審査し問題がなければ申請いただいた設備等の金額から交付決定額を算定し、交付決定の通知を申請時に入力いただいたメールアドレスに送付いたします。（おおよそ１週間から２週間程度。申請多数の場合はさらに時間を要する場合があります。）

交付決定後、補助対象事業の内容に変更等が生じた場合は、予め変更承認を受ける必要があります。下記のような場合は東大阪市労働雇用政策室までご連絡ください（表紙のお問合せ先参照）。

- ・補助対象事業の内容を変更したいとき（導入する設備が変わった等）
- ・代表者、事業者名、住所のいずれかが変わるとき

なお、交付決定通知に記載されている交付決定額を上回る変更はできません。また、補助対象事業の目的に沿わない変更等については承認されない場合があるため、ご注意ください。

（３）実績報告

導入した設備等の検収を行い、調達先等に対する補助対象経費の支払が完了した時点（リース契約の場合は、第１回目のリース料の支払が完了した時点）をもって、補助対象事業の完了とします。

補助対象事業が完了したときは、**完了した日から１４日以内に**、電子申請システムにより実績報告を行ってください（必要書類はＰ．８表２を参照）。

なお、補助対象事業は令和９年１月３１日までに導入及び支払を完了する必要があります。

市は、提出された実績報告書及び関係書類を審査し、必要に応じて現地確認等を行ったうえで、補助金額を確定します。補助対象設備の設置状況や帳簿書類等が確認できない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

審査の結果、適正と認められた場合は、補助金額確定通知書を電子申請システムにより送付します。

（４）補助金の支払

補助金は、補助金額の確定後の支払となります。補助金交付請求書により指定された口座に補助金を振込みます。

（５）実地検査

補助対象事業の進捗状況確認のために、必要に応じて、導入した設備について実地検査を行います。実地検査では、申請書に記載の型式と設備に記載の型式を突合します。具体的な日時は、実績報告時に入力いただいたメールアドレス宛に送付いたします。

（６）事業完了後

下記のような場合は東大阪市労働雇用政策室までご連絡ください（表紙のお問合せ先参照）。

- ・本補助金の交付を受けて導入した設備を、市内事業所間で移設させるとき
- ・やむを得ず次項 ５．補助対象事業者の義務（２）に規定する「処分等」を行うとき

５． 補助対象事業者の義務（遵守すべき事項）

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- （１）補助対象事業の完了した日の属する会計年度終了後３年間、本市が行う補助対象事業に関係するフォローアップ調査に協力すること。フォローアップ調査は簡単なアンケート及び賃上げ状況の調査を予定しております。
- （２）本補助金により取得した設備等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）の定める処分制限期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、承継、移動又は担保に供する処分、及び破棄（以下「処分等」という。）してはなりません（自社工場間での市内移転は除く）。
- （３）処分制限期間内にやむを得ず処分等を行う場合は市に報告し、補助金額の全部又は一部を返還すること。

- (4) 補助対象事業者は、補助対象事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後、5年間保存すること。ただし、補助対象事業の処分制限期間が5年を超える場合は、当該処分制限期間が満了する日まで保存すること。
- (5) 補助対象事業の進捗状況確認のため、本市職員が実地検査に入ることがあります。また、補助対象事業完了後、本市職員が事前予告なく実地検査に入ることがあります。この検査で、交付決定の条件を満たしていない等の理由により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従うこと。
- (6) 補助対象事業により取得した所有権を有する補助対象設備が対象となる場合、本市（固定資産税課）に償却資産として申告すること。
（参考）償却資産の申告について：<https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023824.html>

本義務を遵守されない場合、また本補助金の取得に関し不正が発覚した場合、本補助金の交付決定の取消又は返還を求める場合があります。

6. 必要書類

表 1—1：交付申請に必要な書類（法人の場合）

- ① 交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 履歴事項全部証明書（直近 3 か月以内に発行したもの）※法人の場合
- ④ 市税の滞納のない証明書（直近 3 か月以内に発行したもの）
※市役所 3 階納税課で発行しています。（一通 3 0 0 円）
- ⑤ 雇用の状況を確認できる書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書その他これに類する書類）1 名以上添付
- ⑥ 賃金引き上げに向けた宣言書（様式第 3 号）
- ⑦ 賃上げに関する書類（賃金総額を確認できる書類の写し）
・直近事業年度の決算書
※従業員給与内に役員報酬を含んでいる場合は、確定申告書も合わせて提出してください。
- ⑧ 見積書（概算ではなく、確定された金額のもの）
※異なる販売事業者 2 者以上に見積依頼・競争入札等を行い、最低価格の見積書を用いて交付申請を行ってください。ただし、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その限りではありません。
※金額に値引きがある場合は、値引き後の金額を見積書に記載してください。
※リース契約の場合は、毎月の支払額がわかるものがが必要です。
- ⑨ 設置予定場所の写真

表 1—2：交付申請に必要な書類（個人事業主の場合）

- ① 交付申請書（様式第 1 号）
- ② 事業計画書（様式第 2 号）
- ③ 開業届（無ければ直近の青色申告決算書もしくは確定申告書）
- ④ 個人事業主の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- ⑤ 市税の滞納のない証明書（直近 3 か月以内に発行したもの）
※市役所 3 階納税課で発行しています。（一通 3 0 0 円）
- ⑥ 雇用の状況を確認できる書類の写し（雇用保険被保険者資格取得確認通知書その他これに類する書類）1 名以上添付
- ⑦ 賃金引き上げに向けた宣言書（様式第 3 号）
- ⑧ 賃上げに関する書類（賃金総額を確認できる書類の写し）
・直近事業年度の確定申告書
- ⑨ 見積書（概算ではなく、確定された金額のもの）
※異なる販売事業者 2 者以上に見積依頼・競争入札等を行い、最低価格の見積書を用いて交付申請を行ってください。ただし、競争入札等によることが困難又は不適當である場合は、その限りではありません。
※金額に値引きがある場合は、値引き後の金額を見積書に記載してください。

※リース契約の場合は、毎月の支払額がわかるものが必要です。

⑩ 設置予定場所の写真

表 2 : 実績報告に必要な書類

① 実績報告書（様式第 9 号）

② 納品書の写し

③ 請求書の写し

④ 領収書の写し

※領収書がない場合には、支払ったことがわかるようなもの（通帳の写し等）を代わりの書類とすることができます。手形払等で実績を確認できないものは代わりの書類とすることができません。

⑤ 新規設備の写真（3 枚）

・設備の導入状況がわかるもの（1 枚）

・設備に「令和 8 年度東大阪市中心企業省エネルギー設備導入支援補助金」の表示（シール、油性ペン等）を行っていただき、その表示部分を撮影したもの（1 枚）

・銘板等機械の型式がわかるもの（1 枚）

※実地検査時にも型式の確認をいたします。撮影が難しい場合はご相談ください。

⑥ 補助金交付請求書（様式第 11 号）